

【法人登記簿でみる信用調査】

法人登記簿といえば、会社の目的や役員、株式や資本の内容などが記載されているもので、行政などに申請をする際の法的証明力をもつ書類とされています。一般的に会社謄本として多く利用されているのは「現在事項証明書」と「履歴事項証明書」。「現在事項証明書」は今現在登記されている内容のみ記載されているもので、法人が現存することを証明する場合などに使われます。「履歴事項証明書」は過去に登記されていたすべての内容が記載されているもので、大企業などでは役員欄のページが膨大になるため、目的によって使い分ける必要があります。もともと近年登記データがコンピューター化されたため、法務局でコンピューター登録された日より前の記録は記載されません。それ以前の変更の経過が必要であれば、電子書式になる際に閉鎖された旧書式の閉鎖登記簿を確認する必要があります。さらに電子書式化されたことに伴い、登記簿をインターネット上で手に入れることも可能になりました。取得にかかる費用は従来の1,000円から480円と半額以下になったのですが、ネット請求で取得した謄本は法的証明力を持たないことや、請求する日の属する年の1月1日から遡って3年以内に登記された内容のものしか反映されないなどまだまだ課題が多いようです。

さて、新規取引先の信用調査という面では、本来は決算書を確認するのが一番なのですが、なかなか入手しづらいもの。そこで会社謄本の内容でも確認できることを下記にあげておきますので、ご参照下さい。

① 本社所在地は不自然でないか

実際の本社所在地と登記上の本社住所地が異なる場合は理由をチェックする。世の中には事務所にも看板を上げ、名刺にも刷り込んでおきながら法人登記をしていない会社はゴマンとある。所在地で謄本が上がらない場合はどこに登記しているのかを要確認する。

② 古い設立年月日

現在事項証明書だと「今」のことしか載っていない。設立年月日と事業目的を見て長年同じ商売をやってきた業歴の長い会社だと信用するのは危険。履歴事項全部証明で確認する。

③ 旧書式の欠点

旧書式の謄本では、商号・資本欄、役員欄、目的欄、支店欄、予備欄に分かれていて、変更が重なるとそれぞれ新しい帳票に取り替えることができた。見せたくない部分を意図的に閉鎖することもできたので、ページ数が1丁(枚)→2丁になっているか要確認。2丁であれば『登記用紙を起こした事由』欄が空欄になっている。